

「リハビリりんく大津」

指定地域密着型通所介護事業所及び介護予防通所介護相当サービス 運営規程

(事業の目的)

1. ケンセイ介護株式会社（以下「事業者」という。）が開設するリハビリりんく大津（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防通所介護相当サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指して、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス（以下「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

2.
 1. 指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
また、指定介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって、利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。
 2. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅（介護予防）サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 5. 地域密着型通所介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、居宅介護（介護予防）支援事業者へ情報の提供を行なう。
 6. 前5項のほか、「**大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日大津市条例第17号）**」、及び、「**大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱**」を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

3. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 1. 名称 リハビリスペースりんく大津
 2. 所在地 滋賀県大津市雄琴三丁目13番20号2F

(事業者の職種、員数及び職務の内容)

4. 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 1. 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている地域密着型通所介護等の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令及び利用者に応じた具体的な地域密着型通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画（以下「地域密着型通所介護計画等」という。）の作成指示等を行なう。
 2. 生活相談員 1名以上
生活相談員は、地域密着型通所介護計画等に基づき、利用者の心身の状況を的確に把

握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導等を行う。また管理者の指示に応じて利用者の地域密着型通所介護計画等の作成を行う。

3. 看護職員 1名以上
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
4. 介護職員 1名以上
介護職員は、日常生活上必要な介護を行うとともに管理者の指示に応じて利用者の地域密着型通所介護計画等の作成を行う。
5. 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

5. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 1. 営業日 月曜日～火曜日、木曜日から土曜日までとする。(水曜日・日曜日休業)
12月30日から1月3日までは休日とする。
 2. 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
 3. サービス提供時間 ①9時00分から12時10分
②13時30分から16時40分

(事業所の定員)

6. 事業所の利用定員は単位ごとに15名とする。(単位①：15名、単位②：15名)

(地域密着型通所介護等の内容)

7. 地域密着型通所介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行なうものとする。
 - ① 機能訓練指導
 - ② 運動器機能向上サービス
 - ③ 健康チェック
 - ④ 送迎
 - ⑤ 排泄介助
 - ⑥ 生活相談
 - ⑦ その他日常生活上の世話(支援)

(利用料等)

8.
 1. 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び大津市長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスに該当するときは、その1割または2割もしくは3割の支払いを受けるものとする。
 2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、送迎費として次の額を徴収する。
 - (1)通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5km未満 1kmにつき 50円
 - (2)通常の事業の実施地域を越えた地点から片道5km以上 1kmにつき100円
 3. おやつ代については1食あたり150円を徴収する。
 4. リハビリパンツは1枚100円、パッドは1枚50円を徴収する。
 5. その他、サービス提供内でご利用者独自で要望されたものに係る費用については実費を徴収する。
 6. 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収証を交付する。
 7. 地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける事とする。

8. 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

9. 通常の事業の実施地域は、大津市のうち日吉、仰木、堅田、真野、伊香立の各中学校区及び小野小学校区とする。

(衛生管理等)

10.
 1. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
 2. 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

11. 利用者は地域密着型通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

12.
 1. 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
 2. 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 3. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。
 4. 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(非常災害対策)

13.
 1. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を年2回行うものとする。
 2. 事業所は、非常災害の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(苦情処理)

14.
 1. 地域密着型通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
 2. 事業所は、提供した地域密着型通所介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 3. 事業所は、提供した地域密着型通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

15.
 1. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 3. その他虐待防止のために必要な措置
 4. 人権擁護・虐待防止に係る責任者を設置する。
 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

16.

1. 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 1. 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 2. 継続研修 年4回以上
2. 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならないものとする。
5. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならないものとする。
6. 事業者は、地域密着型通所介護等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
7. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ケンセイ介護株式会社において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

リハビリりんく大津重要事項説明書
[地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス]

当事業所の地域密着型通所介護サービス及び介護予防通所介護相当サービス（以下、「地域密着型通所介護等」と言います。）の重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名	リハビリりんく大津
事業者名	ケンセイ介護株式会社
代表者	代表取締役 安井 清司
所在地	大津市雄琴3丁目13番20号 2F
電話番号	077-578-8269
介護保険事業所番号	2590100844
サービス内容	①機能訓練指導 ②運動器機能向上サービス ③健康チェック ④送迎⑤排泄介助 ⑥生活相談 ⑦その他日常生活上の支援
通常の事業実施地域	通常の事業の実施地域は、大津市のうち日吉、仰木、堅田、真野、伊香立の各中学校区及び小野小学校区

2. 事業の目的と運営方針

<事業の目的>

介護保険制度の基本理念に基づきご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な地域密着型通所介護等を提供することを目的としています。

<運営の方針>

1. ご利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮した、地域密着型通所介護等の提供に努めます。
2. 必要などきに必要な地域密着型通所介護等の提供ができるように努めます。
3. ご利用者(もしくはそのご家族)の立場や人権を尊重し、他の保健・医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。

<大津市の基準条例(独自基準)への対応>

当事業所は、「大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」および「大津市介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」における大津市の独自規定に沿って、下記のとおり運営しています。

- ア. 当事業所の責務として、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。
- イ. 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。
- ウ. 当事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員でないこと、また、暴力団員の支配を受けないことで、事業ないしサービスから暴力団を排除します。

3. 事業所の職員体制等

職 種	人員及び職務の内容
管理者	常勤 1名 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護等の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令及び利用者に応じた具体的な地域密着型通所介護計画・介護予防通所介護相当サービス計画(以下「地域密着型通所介護計画等」といいます)の作成指示等を行ないます。
看護職員	常勤兼務 1名 各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行ないます。
生活相談員	常勤専従 1名 生活相談員は、地域密着型通所介護計画等に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導等を行ないます。また管理者の指示に応じて利用者の地域密着型通所介護計画等の作成を行ないます。
介護職員	非常勤専従2名 日常生活上必要な介護を行うとともに管理者の指示に応じて利用者の地域密着型通所介護計画等の作成を行ないます。
機能訓練指導員	常勤兼務1名 非常勤専従1名 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行ないます。

4. 営業日及び休日

営業日	休日

月曜～火曜、木曜～土曜	水曜・日曜
-------------	-------

年末年始(12/30～1/3)は「休日」です。

5. 営業時間(2単位制)

営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間①	9:00～12:10
サービス提供時間②	13:30～16:40

6. 利用定員

事業所の利用定員は10名です(①②とも)。

7. 利用料

【地域密着型通所介護利用料(要介護1～5のご利用者)】

		単位	1割負担	2割負担	3割負担
3時間以上 4時間未満	要介護1	416	435円	870円	1305円
	要介護2	478	500円	999円	1499円
	要介護3	540	565円	1129円	1693円
	要介護4	600	627円	1254円	1881円
	要介護5	663	693円	1386円	2079円

<個別機能訓練加算>利用選択サービス

		加算内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
1回につき	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ		56	59円	117円	176円
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ		76	80円	159円	239円

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)イは専従の機能訓練指導員(理学療法士等)を1名配置し、選択された項目について機能訓練を実施します。
- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)ロは専従の機能訓練指導員(理学療法士等)を2名配置し、機能訓練を実施します。

※上記個別機能訓練加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出たりハビリリンク大津の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師が利用者の居宅を訪問したうえで個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問したうえで、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている場合に算定します。

<科学的介護推進体制加算>

		加算内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
1月につき	科学的介護推進体制加算		40	42円	84円	126円

科学的介護推進体制加算はご利用者のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応

じてサービス計画を見直すなどその情報を活用しながら適切にサービスを提供している場合に算定します。

<サービス提供体制強化加算（Ⅰ）>

	加算内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
1回につき	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	23円	46円	69円

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上である場合に加算されます。

<送迎減算>片道につき

	介護単位数	1割減算金額	2割減算金額	3割減算金額
送迎減算	47	50円	99円	148円

ご家族送迎などで送迎を行わなかった場合、減額される料金です。

<介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)>

	加算内容	
1月につき	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	全体の9.2%

全ご利用者に加算されます。本加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。1か月あたりの所定単位数(各種加算減算をした後の総単位数です。)の合計額に別途9.2%相当の単位が加算されます。

【介護予防通所介護相当サービス利用料（要支援1～2、総合事業対象者）】

サービス費内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
a：事業対象者・要支援1の月4回まで	436	456円	912円	1367円
b：事業対象者・要支援1の月5回以上	1798	1879円	3758円	5637円
c：事業対象者・要支援2の月8回まで	447	468円	935円	1402円
d：事業対象者・要支援2の月9回以上	3621	3784円	7568円	11352円

※a、cは1回あたりの費用、b、dは月当たりの費用です。

<科学的介護推進体制加算>

	加算内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
1月につき	科学的介護推進体制加算	40	42円	84円	126円

科学的介護推進体制加算はご利用者のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどその情報を活用しながら適切にサービスを提供している場合に算定します。

<サービス提供体制強化加算（I）>

	加算内容	単位	1割負担	2割負担	3割負担
1月につき	サービス提供体制強化加算（I）（一）	88	92円	184円	276円
	サービス提供体制強化加算（I）（二）	176	184円	368円	552円

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上である場合に加算されます。

<送迎減算>片道につき

	介護単位数	1割減算金額	2割減算金額	3割減算金額
送迎減算	47	50円	99円	148円

ご家族送迎などで送迎を行わなかった場合、減額される料金です。

<介護職員等処遇改善加算(II)>

	加算内容	
1月につき	介護職員等処遇改善加算(II)	全体の9.2%

全ご利用者に加算されます。本加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。1か月あたりの所定単位数(各種加算減算をした後の総単位数です。)の合計額に別途9.2%相当の単位が加算されます。

≪償還払い≫

法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるとします。

保険料滞納等で法定代理受領とならない場合は、いったん介護報酬告示上の額の全額をお支払いいただきます。その際に、サービス提供証明書の交付をさせていただきますので、領収証を添えて市町の窓口申請することで払い戻しを受けることができます。

8. その他の費用について（保険対象外費用）

<おやつ代>

飲み物・おやつ 150円

<交通費>

1. 通常の事業の実施地域を越えた地点から
片道5km未満1kmにつき 50円
2. 通常の事業の実施地域を越えた地点から
片道5km以上1kmにつき100円

<実費>

1. リハビリパンツ100円 パッド100円
2. その他、サービス提供内でご利用者独自で要望されたものに係る費用

9. 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

利用料、 その他の費用の請求	・利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求 致します。 ・請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月 中旬に利用者あてお届けします。
利用料、 その他の費用の支払い	・請求月の20日(金融機関が休日の場合はその翌日) に口座振替での引き落とし若しくは、月末までに現金 でお支払い下さい。 ・お支払いを確認しましたら領収証をお渡ししますの で、必ず保管をお願いいたします。

10. 利用者の緊急時の対応方法

サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じ、緊急連絡先に連絡いたします。

11. 事故等の対応方法

1. 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
2. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
3. 事故が発生した場合にはその原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

12. 非常災害時の対応方法

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

13. 情報提供と秘密保持

- (1) 利用者は、事業者及び事業者の従業員がサービス提供をするために必要な情報等を提供します。
- (2) 事業者は、サービス提供のために情報等を収集・保有・利用・提供します。
- (3) 事業者がサービスの提供を第三者に委託する場合には、当該委託先に情報等を提供し、当該委託先から情報等の提供を受けます。
- (4) 事業者は、利用者のサービス向上等に努める目的で、ケンセイ介護株式会社が開設する事業所全体で情報等を相互に提供し、共有を図ります。
- (5) 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- (6) 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- (7) 事業者は、サービス担当者会議等において、サービス提供に必要な利用者又はその家族の情報をうい、会議等を実施します。この場合、事業者は利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。

14. 苦情処理の概要

1. 地域密着型通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
2. 提供した地域密着型通所介護等に関し、市町村及び国保連が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言

を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

15. 苦情申立窓口

【事業所の窓口】

ご利用者 ご相談窓口	リハビリりんく大津相談窓口 担当 管理者 西澤 一毅
ご利用時間	営業日 午前8時30分～午後5時30分
ご利用方法	直接ご相談下さい (電話の場合は077-578-8269迄ご連絡下さい。)

【市町村の窓口】

利用時間	平日(月～金) 午前9時00分～午後5時00分
ご相談窓口	電話 077-528-2753 大津市介護保険課

【公的団体の窓口】滋賀県国民健康保険団体連合会

ご利用時間	平日(月～金) 午前9時～午後5時
ご相談窓口	電話 077-510-6605 滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課

16. サービス利用に当たっての留意事項

- (1)ご利用者は指定地域密着型通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護等従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう、ご留意願います。心身の状況を悪化させると事業者が判断した場合にはサービス提供を中止することがあります。
- (2)お茶やお菓子などお心づけなどは一切ご不要です。
- (3)ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

17. 第三者評価の実施状況

提供する地域密着型通所介護等のサービスで第三者評価は実施しておりません。